

高教組速報

2019年度

第5号

2019年11月14日

文責 寺田 杉

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

第3回確定交渉（11/13）

既存の業務の大胆な削減を強く要求

高教組は11月13日、19確定交渉の第3回交渉を行いました。交渉には高教組から鍛冶委員長他6人が、県教委から上原教職員課長・本村人事管理監他5人が参加しました。交渉の冒頭、鍛冶委員長が県教委に「重点要求署名」16筆を追加提出し、累計2094筆の教職員の重みを受けとり教職員の要求を実現するよう求めました。

扶養手当の支給、「空白の1日」の解消、給与の上限撤廃の3点の実現を強く求める

県教委は「前回交渉の内容から前進でも後退でもないが、努力は努力としてさせていただきたい」に留まりました。高教組はこの3点が課題であることをあらためて県教委に確認させ、臨時的任用教職員の2級の給与の支給については、教諭として任用して2級の給与とすべきことを再度要求しました。

3年間の経過措置を要求

住居手当の見直しで、手当額が1000～4000円の減額の影響を受ける教職員（特支を含む県立学校で633人）が多いことから、3年間の「経過措置」を設け、1000円刻みで減額の影響を緩和するよう要求しました。県教委は「何らかの対応ができるのかできないのか検討し、次の交渉でできるかできないか回答したい」としました。高教組は「人事委員会では経過措置のあり方は労使交渉で決めてもらうと言っている。国と同じ経過措置をすべきという勧告ではないことも確認している。工夫の仕方があるはず」と重ねて検討することを求めました。

各学校が業務削減をすすめるために、他校のとりくみがわかる文書を出すことを要求

高教組は、今年度の「プラス1」推進運動のとりくみの留意事項で『業務を減らす、改善等をおこなう』ために『働きやすい職場環境づくりのための話し合い等の機会を設け、職員の意識づけ・意識改革を進めることも大きな目的』としていることをとりあげ、教職員の過重業務や業務の「平準化」も「分担」も改善できないまま話し合いをしても、職員の意識づけ・意識改革につながらないことを指摘し、学校の特色や地域の特色も踏まえ、他校のとりくみを比較（参照）し、各々の学校でどこが減らせるか具体的に話し合うことができる「リスト」または「ガイドライン」的な文章を出すことを強く要求しました。県教委は「校長会とも協議したい」と答えま

した。高教組は、実際今やっけてきていることだけではなく、新たに見直す視点も必要だとし、少なくとも教育長も例にあげた周年行事についてはもう少し簡素化できないか検討してほしいことも含んだ文章にすべきだし、現場で業務削減がすすむために、どういうことをしてほしいと県教委が提起しないと、教育長の「大胆な業務削減」は実現しないと追求しました。

学校任せにせず、県教委が主導して業務を削減・簡素化すべきと要求

高教組は高校入試制度改定で入試に関する業務が確実に増えることをあげ、ビルドした分はスクラップすることを強く求め、アンケートでも多かった高総体総合開会式の廃止や目標管理シートの簡素化、調査・報告業務の整理を含む6つの業務の簡素化・整理化を求めました。県教委は高総体開会式については校長会や関係する主催団体に高教組の意見を伝えるとし、目標管理シートについては校長に簡略化した形で記入ということ伝えていたとしました。高教組は高校入試制度改革で確実に業務が増えることから、県教委の施策で業務が増えることについて、学校任せではなく県教委として業務がふえないよう検討するべきだと追求しました。

生徒募集やPTA業務の時間外業務について「勤務時間の割り振り変更」を要求

高教組は時間外の勤務はさせられないことを指摘し、生徒募集やPTA業務に係って削減できない時間外の業務があるのならば、そこは「割り振り」をすべきと追求しました。PTAの業務は「校務外」なので「職専免」で整理していると県教委の説明に、高教組は職員会議で担当が決められ学校要覧にも記載されるのだから職務命令をだしたことと同じのはずで教職員の「校務」以外なものでもないとして強く指摘し、「校務外」とするのならば、PTAの業務をさせられないはずと県教委を強く質しました。時間外の入試の説明会や生徒募集、また夕方以後に開くことが多いPTA総会の「報告会」は学校の主催であり「割り振り変更」の対象とすべきと追求し、「変更」ができないなら県教委は時間外は「やめてください」と言うしかないはずだと質しました。県教委は「どういうことができるのか対応等検討させてほしい」と回答しました。